

『人文』3号 訂正表

頁	行	誤	正
91	16	中島建蔵	中島健蔵
145	37	高奎	高埜
175	1	はンガリー	ハンガリー

近世儀式伝奏の補任

渡 辺 修

はじめに

近世朝廷は、官位叙任・改元・国家安全の祈禱などの役割を果たしたとされ¹⁾、幕藩制国家における政治的・宗教的権威を担った存在として位置付けられてきた²⁾。また、その政務機構については江戸幕府が寛永7年(1630)以降、尊号一件を除いて、幕末に至るまで、摂家(摂政・関白・大臣)―武家伝奏―議奏のラインによって朝廷を統制したことが明らかにされ³⁾、武家伝奏・議奏の研究が進められてきた⁴⁾。

官位叙任の中には寺社の僧侶・神職に対して位階を宣下することが含まれ、その担当寺社からの叙位申請を奏聞することを主要な役割としたのが、寺社伝奏であった。特に、伊勢神宮を担当した神宮伝奏、賀茂社を担当した賀茂伝奏、春日社を担当した南都伝奏は、朝廷において、それぞれに関わる政務・儀式の準備・執行を専門に担当する役割も担った。

さらに、改元・皇位継承など朝廷の重要儀式に際して、その準備を担当したのが、改元伝奏・即位伝奏・大嘗会伝奏などの臨時伝奏、即ち、儀式伝奏であった。近世朝廷の存在意義の一つが儀式・祭祀を執行することであったことを考えると、伝奏制度は、朝廷機構の要であったと位置付けることができる。

寺社伝奏については、神宮伝奏と賀茂伝奏の研究が進められてきた⁵⁾。儀式伝奏については、筆者が中世におけるその成立と補任を明らかにしてきたが⁶⁾、近世のそれらについては、先行研究が全くないのが現状である。これらのことにより、近世儀式伝奏の就任者・種類・機能・特徴・補任を具体的に明らかにすることは、近世朝廷機構を総合的に明らかにする上で不可欠な作業である。

一方、【近世儀式伝奏一覧】(以下、【一覧】と略す。)にみえるように、近世後期の儀式伝奏就任者の中で、清華家・羽林家の公卿は多数にのぼるが、本稿において明らかにするように、それらの公卿が朝廷政務の枢機に参画するようになった過程に焦点を当てることは、彼らの同時期における政治的・社会的台頭の理由を解明することになると共に、近世後期朝廷・公家社会の構造を考える上で重要な意義をもつと考える。

平井誠二氏は、寛文年間以降、天皇近臣であった議奏経験者が武家伝奏に補任されたこ

と⁷⁾、田中暁龍氏は、延宝期の靈元天皇近習衆の多くが、後に議奏・武家伝奏に補任され、朝廷を動かす担い手であったこと⁸⁾、山口和夫氏は、18世紀初頭までに朝廷に天皇近臣の昇進の階段が形成され、近習の番衆は、武家伝奏・議奏を選抜する母体として定着し、同世紀後半以降、非職諸家の朝政参加運動の基盤となったことを指摘しており、撰家以外の天皇側近公卿について、天皇近習衆→議奏・武家伝奏という昇進順序があったことを明らかにしている⁹⁾。

しかし、朝廷が最も重視した伊勢神宮・賀茂社の伝奏と重要な朝廷儀式を担った儀式伝奏についてもそれらの役職への天皇側近公卿の昇進順序を明らかにすることによって、朝廷の枢機を担ったそれらの役職を朝廷機構全体の中に位置付けることが必要である。

また、この作業を近世後期の19世紀まで含めて行うことによって、先行研究が明らかにしていない同時期の天皇側近公卿の昇進順序・特徴・性格を明らかにすることができよう。さらに、天皇近習衆についてもそのまま天皇側近公卿と理解してよいのか、撰家との関係に注目することによって再検討することも必要である。

本稿では、以上の近世朝廷研究史と筆者の問題意識を踏まえ、近世儀式伝奏について、就任者・種類・特徴・補任を特に清華家・羽林家の諸家公卿の登用過程に注目して明らかにするとともに、それらの有力公卿の要職への昇進順序を明らかにすることを目的とする。

1 近世儀式伝奏の種類と特徴

(近世儀式伝奏一覧)

(凡例)

- (1) 本表は、近世儀式伝奏の就任者一覧であり、『統史愚抄』¹⁰⁾・『公卿補任』¹¹⁾・『元和度改元御下行之記』¹²⁾・『後陽成上皇御凶事一会』¹³⁾・『後光明院御元服・即位等記』¹⁴⁾・『延宝度改元定伝奏覚書』¹⁵⁾・『自延宝六年至貞享二年・元禄九年諒闇方之記』¹⁶⁾・『基量卿記』¹⁷⁾・『貞享度大嘗会日次記』¹⁸⁾・『靈元院尊儀凶事一会之記』¹⁹⁾・『兼香公記』²⁰⁾・『延享讓位伝奏記』²¹⁾・『桃園院御凶事前記』²²⁾・『後桜町天皇御即位雑事』²³⁾・『光格天皇踐祚記』²⁴⁾・『立太子記』²⁵⁾・『後桜町院尊儀御凶事一会之日記』²⁶⁾・『光格天皇御讓位記』²⁷⁾・『仁孝天皇御即位職掌録』²⁸⁾・『光格天皇御凶事留』²⁹⁾・『孝明天皇元服記』³⁰⁾・『仁孝天皇御凶事記一会』³¹⁾・『立太后申沙汰雑誌』³²⁾・『議奏記録』³³⁾・『明治天皇御即位一会記』³⁴⁾・『明治天皇御元服一会之記』³⁵⁾に拠って作成した。
- (2) 就任者毎に、官職・家格・人名・就任あるいは在任中の年月日とその出典・伝奏の種類・その前職・兼職・後職を記した。前職・兼職・後職は、就任順に記した。
- (3) 前職・兼職・後職は、渡辺修作成「中世期神宮伝奏・神宮上卿補任一覧」³⁶⁾・同「神宮伝奏・神宮上卿補任一覧」³⁷⁾・瀬戸薫作成「武家」伝奏補任一覧」³⁸⁾・『賀茂傳奏』³⁹⁾・平井誠二作成「武家伝奏補任一覧表」⁴⁰⁾・川田貞夫・本田慧子作成「武家伝奏・議奏一覧」⁴¹⁾・岸本香織作成「近世賀茂伝奏補任表」⁴²⁾・今江広道翻刻『東山院・中御門院・桜町院・後桜町院・光格天皇院補任』⁴³⁾・『皇室制度史料 太上天皇 三』⁴⁴⁾に拠った。
- (4) 皇族の初七日以上の法事伝奏は、極めて多数にのぼるため、紙幅の都合上、その掲出を省略した。
- (5) 傍線を引いた公卿は、江戸時代以降、その家において初めて主要な儀式伝奏(法事伝奏を除く)に補任された者である。
- (6) 以下のように略した。武家伝奏→武、議奏→議、院伝奏→院、神宮伝奏→神、賀茂伝奏→賀、前権大納言→前権大、権大納言→権大、権中納言→権中、清華家→清、大臣家→大、羽林家→羽、名家→名、半家→半、前職→(前)、兼職→(兼)、後職→(後)

	官職	家格	人名	就任・在任年月日(出典)	伝奏の種類	前職・兼職・後職
1	権大	名	万里小路惟房	永禄11年(1568)12月19日在任中(『統史愚抄』)	諸皇親王元服	賀(前)・武(前)(兼)(後)
2	前権大	羽	中山孝親	元亀元年(1570)4月23日在任中(『統史愚抄』)	改元	神(前)・賀(後)

3	前権大	名	柳原淳光	文禄2年(1593)2月6日在任中(『統史愚抄』)	正親町院諱閣	神(前)(後)・賀(前)
4	前権大	名	柳原淳光	文禄2年(1593)2月23日在任中(『統史愚抄』)	正親町院凶事	神(前)(後)・賀(前)
5	権大	羽	中山親綱	慶長元年(1596)10月27日在任中(『統史愚抄』)	改元	賀(前)・武(兼)
6	権大	名	広橋兼勝	慶長16年(1611)4月12日在任中(『統史愚抄』)	後水尾院即位	武(前)(兼)(後)
7	権中	名	勤修寺光豊	慶長16年(1611)4月12日在任中(『統史愚抄』)	後水尾院即位	武(前)(兼)(後)
8	権大	名	広橋兼勝	元和元年(1615)7月13日在任中 (『元和度改元御下行之記』)	改元	武(前)(兼)(後)
9	権大	大	三条西実条	元和3年(1617)9月20日在任中 (『後陽成上皇御凶事一會』)	御陽成院凶事	武(前)(兼)(後)
10	権中	清	今出川宣季	元和3年(1617)9月26日在任中 (『後陽成上皇御凶事一會』)	後陽成院諱閣	
11	権中	大	中院通村	寛永元年(1624)2月30日在任中(『統史愚抄』)	改元	武(前)(兼)(後)
12	権中	名	清閑寺共房	寛永7年(1630)9月12日在任中(『統史愚抄』)	明正院即位	武(後)
13	前権大	名	清閑寺共房	寛永20年(1643)9月27日在任中 (『後光明院御元服・即位等記』)	東宮元服	武(後)
14	権大	名	広橋兼賢	正保元年(1644)12月16日就任(『公卿補任』)	改元	
15	前権大	名	広橋兼賢	慶安元年(1648)2月15日在任中(『統史愚抄』)	改元	
16	前権大	名	広橋兼賢	承応元年(1652)9月18日在任中(『統史愚抄』)	改元	
17	権中	名	清閑寺共綱	承応3年(1654)9月25日在任中(『統史愚抄』)	後光明院凶事	
18	権大	名	清閑寺共綱	明暦元年(1655)4月13日在任中(『統史愚抄』)	改元	
19	権大	名	清閑寺共綱	明暦2年(1656)1月23日在任中(『統史愚抄』)	後西院即位	
20	前権大	名	勤修寺経広	万治元年(1658)7月23日在任中(『統史愚抄』)	改元	武(前)(兼)(後)
21	権大	名	清閑寺共綱	寛文元年(1661)4月25日在任中(『統史愚抄』)	改元	
22	前権大	名	中御門宣廬	寛文3年(1663)4月27日在任中(『公卿補任』)	霊元院即位	
23	前権大	名	葉室頼業	延宝元年(1673)7月25日就任 (『延宝度改元定伝奏覺書』)	改元	神(前)・賀(前)・議(前)
24	権大	名	万里小路雅房	延宝6年(1678)6月26日在任中(『統史愚抄』)	東福門院凶事	賀(前)
25	権大	名	坊城俊広	延宝6年(1678)6月27日在任中(『統史愚抄』)	東福門院諱閣	神(前)
26	権大	名	清閑寺熙房	延宝8年(1680)閏8月8日在任中 (『自延宝六年至貞享二年・元禄九年諱閣方之記』)	後水尾院凶事	神(前)・賀(前)
27	権大	名	葉室頼孝	延宝8年(1680)閏8月8日在任中 (『自延宝六年至貞享二年・元禄九年諱閣方之記』)	後水尾院諱閣	賀(前)・議(後)・神(後)
28	前権大	羽	油小路隆貞	天和元年(1681)9月29日在任中(『公卿補任』)	改元	神(前)
29	権大	名	清閑寺熙房	貞享元年(1684)2月21日在任中(『公卿補任』)	改元	神(前)・賀(前)
30	権中	名	日野資茂	貞享2年(1685)3月7日就任(『公卿補任』)	後西院凶事	賀(前)(兼)(後)
31	権大	名	清閑寺熙房	貞享3年(1686)10月10日在任中(『基量卿記』)	東宮元服	神(前)・賀(前)
32	権中	羽	東園基量	貞享3年(1686)10月13日就任(『基量卿記』)	東宮元服	議(前)(兼)(後)・院(後)・神(後)
33	前権大	名	勤修寺経慶	貞享4年(1687)4月28日在任中(『公卿補任』)	東山院即位	議(前)(兼)(後)
34	権中	羽	庭田重条	貞享4年(1687)11月16日在任中 (『貞享度大嘗会日次記』)	東山院大嘗会(再興)	議(前)・院(前)(兼)(後)・武(後)
35	権大	名	烏丸光雄	貞享5年(1688)9月30日在任中(『公卿補任』)	改元	賀(前)・神(前)
36	権中	羽	今城定経	元禄9年(1696)11月25日在任中(『統史愚抄』)	明正院凶事	
37	権中	大	中院通躬	元禄16年(1703)12月19日在任中(『公卿補任』)	嵯峨清凉寺釈迦堂供養	神(後)・武(後)
38	前権大	名	勤修寺経慶	宝永元年(1704)3月13日在任中(『公卿補任』)	改元	議(前)
39	権大	清	徳大寺公全	宝永5年(1708)2月16日在任中(『公卿補任』)	立太子	神(前)・議(後)・武(後)
40	前権大	羽	中山篤親	宝永5年(1708)2月27日在任中(『公卿補任』)	立后	賀(前)・議(前)(兼)(後)
41	権大	羽	園基勝	宝永6年(1709)6月21日在任中(『公卿補任』)	東山院讓位	神(前)(兼)(後)
42	権中	名	日野輝光	宝永7年(1710)1月10日在任中(『統史愚抄』)	東山院凶事	賀(後)
43	前権大	羽	中山篤親	宝永7年(1710)11月11日在任中(『公卿補任』)	中御門院即位	賀(前)・議(前)(兼)(後)
44	前権大	名	中御門宗顕	宝永7年(1710)12月19日在任中(『公卿補任』)	東山院諱閣	

45	權大	清	大炊御門經音	宝永7年(1710)12月21日在任中(『公卿補任』)	中御門院元服	神(前)(兼)(後)・讓(後)
46	前權大	大	中院通躬	正徳元年(1711)4月25日在任中(『公卿補任』)	改元	神(前)・武(後)
47	前權大	羽	油小路隆真	正徳2年(1712)5月12日在任中(『統史愚抄』)	新上西門院凶事	賀(前)
48	前權大	羽	油小路隆真	享保元年(1716)6月22日在任中(『公卿補任』)	改元	賀(前)
49	前權大	名	坊城俊清	享保5年(1720)3月5日在任中(『統史愚抄』)	承秋門院凶事	
50	權大	清	花山院常雅	享保13年(1728)6月11日在任中(『公卿補任』)	立太子	神(前)・讓(前)(兼)(後)
51	權中	名	葉室頼胤	享保17年(1732)6月7日在任中 (『靈元院尊儀凶事一會之記』)	靈元院凶事	讓(後)・武(後)
52	權大	名	日野資時	享保18年(1733)2月1日在任中(『公卿補任』)	東宮元服	賀(前)(兼)(後)
53	權大	清	久我通兄	享保20年(1735)3月21日在任中(『公卿補任』)	中御門院讓位	讓(後)・武(後)
54	權大	清	徳大寺実憲	享保20年(1735)11月3日在任中(『公卿補任』)	桜町院即位	神(前)
55	前權大	名	勸修寺高顯	元文元年(1736)4月28日在任中(『公卿補任』)	改元	
56	前權大	大	三条西公福	元文2年(1737)5月8日在任中(『公卿補任』)	中御門院諒闇	讓(前)・武(前)
57	權中	羽	中山榮親	元文2年(1737)5月8日在任中(『統史愚抄』)	中御門院凶事	賀(後)・神(後)・讓(後)
58	前權大	羽	園兼香	元文2年(1737)6月25日就任(『公卿補任』)	桜町院大嘗会	讓(前)・賀(前)・武(前)・院(前)
59	前權大	大	三条西公福	元文3年(1738)11月19日在任中(『公卿補任』)	桜町院大嘗会	讓(前)・武(前)
60	權中	羽	中山榮親	元文5年(1740)6月15日就任(『兼香公記』)	新嘗会(再興)	賀(後)・神(後)・讓(後)
61	前權大	羽	油小路隆典	元文5年(1740)12月18日在任中(『統史愚抄』)	明年辛酉革命勘者宣下	賀(前)
62	前權大	名	日野資時	元文6年(1741)1月15日就任(『兼香公記』)	改元	賀(前)
63	權中	羽	中山榮親	寛保3年(1743)11月28日在任中(『統史愚抄』)	明年革命当否諸道勘申宣下	賀(前)(兼)(後)・神(後)・讓(後)
64	權中	羽	中山榮親	延享元年(1744)2月21日在任中(『公卿補任』)	改元	賀(前)(兼)(後)・神(後)・讓(後)
65	權大	羽	中山榮親	延享3年(1746)12月23日就任(『延享讓位伝奏記』)	桜町院讓位	賀(前)・神(後)・讓(後)
66	權大	名	葉室頼胤	延享4年(1747)3月15日在任中(『公卿補任』)	儲君親王元服	讓(前)・武(前)(兼)(後)
67	權中	名	柳原光綱	延享4年(1747)3月16日在任中(『公卿補任』)	立太子	賀(前)・讓(前)(兼)(後)・武(後)
68	權大	清	醍醐兼潔	延享4年(1747)5月27日在任中(『公卿補任』)	立后	神(前)(兼)(後)・讓(後)
69	權中	名	広橋兼胤	延享4年(1747)9月21日在任中(『公卿補任』)	桃園院即位	賀(前)・讓(前)(兼)(後)・武(後)
70	權大	清	軀三条実顕	寛延元年(1748)7月12日在任中(『公卿補任』)	改元	
71	權中	羽	姉小路公文	寛延元年(1748)11月17日在任中(『公卿補任』)	桃園院大嘗会	讓(前)(兼)(後)・賀(後)・神(後)・武(後)
72	權大	清	久我通兄	寛延2年(1749)8月1日在任中(『統史愚抄』)	武家貢馬御覽	讓(前)・武(前)(兼)(後)
73	權大	名	柳原光綱	寛延2年(1749)8月1日在任中(『統史愚抄』)	武家貢馬御覽	賀(前)・讓(前)・武(前)(兼)(後)
74	前權大	名	葉室頼胤	寛延3年(1750)5月18日在任中(『公卿補任』)	桜町院諒闇	讓(前)・武(前)
75	權中	名	甘露寺規長	寛延3年(1750)5月18日在任中(『統史愚抄』)	桜町院凶事	神(後)
76	權中	羽	庭田重熙	宝暦元年(1751)10月27日在任中(『公卿補任』)	改元	神(後)・院(後)
77	權大	清	花山院兼濟	宝暦12年(1762)7月21日就任 (『桃園院御凶事前後記』)	後桜町院踐祚	神(前)
78	前權大	羽	庭田重熙	宝暦12年(1762)7月21日就任 (『桃園院御凶事前後記』)	桃園院凶事	神(前)・院(後)
79	權大	羽	正親町実連	宝暦12年(1762)7月21日在任中 (『桃園院御凶事前後記』)	桃園院諒闇	賀(前)・神(前)
80	權大	名	葉室頼要	宝暦13年(1763)8月1日就任 (『後桜町天皇即位雜事』)	後桜町院即位	賀(前)・神(前)・讓(前)(兼)(後)
81	權大	清	軀三条季晴	明和元年(1764)6月2日在任中(『公卿補任』)	改元	神(前)
82	前權大	羽	庭田重熙	明和元年(1764)11月8日在任中(『公卿補任』)	後桜町院大嘗会	神(前)・院(後)
83	權大	清	広幡輔忠	明和5年(1768)2月19日在任中(『公卿補任』)	立太子	神(前)
84	權大	羽	油小路隆前	明和5年(1768)8月9日在任中(『公卿補任』)	東宮元服	賀(前)・神(後)・讓(後)・武(後)
85	權中	羽	櫛笥隆望	明和7年(1770)11月24日在任中(『公卿補任』)	後桜町院讓位	讓(前)(兼)(後)・賀(前)(兼)(後)
86	權大	清	久我信通	明和8年(1771)4月28日在任中(『公卿補任』)	後桃園院即位	神(前)(兼)(後)・讓(後)・武(後)
87	權中	名	広橋伊光	明和8年(1771)5月9日在任中(『公卿補任』)	立太后	院(後)・讓(後)・武(後)
88	前權大	名	万里小路政房	明和8年(1771)11月19日在任中(『公卿補任』)	後桃園院大嘗会	讓(後)・武(後)

近世儀式伝奏の補任

89	権大	羽	油小路隆前	安永元年(1772)11月16日在任中(『公卿補任』)	改元	賀(前)・神(前)(兼)・議(前)(兼)・武(後)
90	権大	清	今出川夷種	安永8年(1779)11月10日在任中(『光格天皇踐祚記』)	光格天皇踐祚	神(後)・議(後)
91	前権大	羽	中山愛親	安永8年(1779)12月10日在任中(『公卿補任』)	後桃園院凶事	神(前)・議(後)
92	前権大	羽	櫛笥隆望	安永8年(1779)12月10日在任中(『公卿補任』)	後桃園院諒闇	議(前)・賀(前)
93	権大	名	広橋伊光	安永9年(1780)12月4日在任中(『公卿補任』)	光格天皇即位	院(前)・議(前)(兼)・武(後)
94	権大	羽	正親町公明	安永10年(1781)1月1日在任中(『公卿補任』)	光格天皇元服	神(前)(兼)・院(前)(兼)・武(後)
95	権中	羽	滋野井冬泰	安永10年(1781)3月15日在任中(『公卿補任』)	立后	
96	権大	清	転三条実起	天明元年(1781)4月2日在任中(『公卿補任』)	改元	神(前)(後)
97	前権中	名	日野資枝	天明3年(1783)11月13日在任中(『公卿補任』)	盛化門院諒闇	賀(前)
98	権中	名	烏丸光祖	天明3年(1783)11月13日在任中(『公卿補任』)	盛化門院凶事	賀(前)
99	前権大	羽	中山愛親	天明7年(1787)11月27日在任中(『公卿補任』)	光格天皇大嘗会	神(前)・議(前)(兼)・武(後)
100	権大	清	花山院愛徳	寛政元年(1789)1月25日在任中(『公卿補任』)	改元	神(前)(兼)・武(後)・議(後)
101	権大	名	勤修寺経逸	寛政2年(1790)11月22日在任中(『公卿補任』)	遷幸於新造内裏	議(前)(兼)・武(後)
102	権大	名	勤修寺経逸	寛政2年(1790)12月22日在任中(『公卿補任』)	新宮旬	議(前)(兼)・武(後)
103	権大	羽	中山忠尹	寛政6年(1794)3月7日在任中(『公卿補任』)	立后	賀(前)(兼)・武(後)・議(後)
104	権大	清	転三条公修	享和元年(1801)2月5日在任中(『公卿補任』)	改元	神(後)
105	権大	清	徳大寺公迪	文化元年(1804)2月11日在任中(『公卿補任』)	改元	神(後)
106	権大	清	徳大寺公迪	文化6年(1809)3月24日在任中(『立太子記』)	立太子	神(前)(兼)・武(後)
107	権大	名	広橋胤定	文化8年(1811)3月16日在任中(『公卿補任』)	東宮元服	賀(前)・武(後)・議(後)
108	権中	名	日野資愛	文化10年(1813)11月在任中(『後桜町院尊儀御凶事一會之日記』)	後桜町院凶事	議(後)・賀(後)・院(後)・武(後)
109	前権大	名	広橋胤定	文化13年(1816)5月15日就任(『光格天皇御讓位記』)	光格天皇讓位	賀(前)・議(前)(兼)・武(後)
110	権大	名	甘露寺国長	文化14年(1817)9月21日在任中(『仁孝天皇御即位職掌録』)	仁孝天皇即位	議(前)(兼)・武(後)・賀(前)
111	権大	清	醍醐輝弘	文政元年(1818)4月22日在任中(『公卿補任』)	改元	
112	前権大	名	日野資矩	文政元年(1818)11月21日在任中(『公卿補任』)	仁孝天皇大嘗会	賀(前)・議(前)
113	権大	清	転三条実万	天保元年(1830)12月10日在任中(『公卿補任』)	改元	神(前)(兼)・武(後)・議(後)
114	権大	清	広幡基豊	天保11年(1840)3月14日在任中(『公卿補任』)	立太子	神(前)(後)・議(後)
115	権中	名	葉室顕孝	天保11年(1840)10月21日就任(『光格天皇御凶事留』)	光格上皇凶事	
116	権大	清	広幡基豊	天保11年(1840)10月21日就任(『光格天皇御凶事留』)	光格上皇諒闇	神(前)(後)・議(後)
117	権中	名	広橋光成	天保12年(1841)1月25日在任中(『公卿補任』)	光格上皇尊諡臨時奉幣・諸陵奉幣等発遣	院(前)・議(前)(兼)・武(後)・賀(後)
118	権大	清	花山院家厚	天保13年(1842)9月22日就任(『孝明天皇元服記』)	東宮元服	神(前)(後)
119	権大	清	広幡基豊	弘化元年(1844)12月2日在任中(『公卿補任』)	改元	神(前)(後)・議(後)
120	権大	清	花山院家厚	弘化3年(1846)2月8日就任(『仁孝天皇御凶事記雑々』)	孝明天皇踐祚	神(前)(兼)・武(後)
121	前権大	半	高倉永雅	弘化3年(1846)2月8日就任(『仁孝天皇御凶事記雑々』)	仁孝天皇凶事	院(前)
122	権大	清	広幡基豊	弘化3年(1846)2月8日就任(『仁孝天皇御凶事記雑々』)	仁孝天皇諒闇	神(前)(後)・議(後)
123	権中	名	柳原隆光	弘化3年(1846)10月1日就任(『立太后申沙汰雑誌』)	立太后	
124	権大	清	転三条実万	弘化4年(1847)9月23日在任中(『公卿補任』)	孝明天皇即位	神(前)・議(前)(兼)・武(後)
125	権中	清	徳大寺公純	嘉永元年(1848)2月28日在任中(『公卿補任』)	改元	神(前)(兼)・武(後)・議(後)
126	権大	羽	中山忠能	嘉永元年(1848)11月21日在任中(『公卿補任』)	孝明天皇大嘗会	神(後)・賀(後)・議(後)
127	権大	羽	中山忠能	安政元年(1854)11月27日在任中(『公卿補任』)	改元	神(前)・賀(後)・議(後)

128	権大	羽	正親町実徳	万延元年(1860)3月18日在任中(『公卿補任』)	改元	賀(前)(兼)(後)・議(後)・神(後)
129	権大	清	大炊御門家信	文久元年(1861)2月19日在任中(『公卿補任』)	改元	神(前)(後)
130	権大	名	坊城俊克	元治元年(1864)2月20日在任中(『公卿補任』)	改元	議(前)・賀(前)・武(前)
131	権中	名	広橋胤保	元治元年(1864)11月14日在任中(『公卿補任』)	北野臨時祭(再興)	議(前)(兼)(後)
132	権中	名	広橋胤保	元治2年(1865)2月17日在任中(『公卿補任』)	春日祭(旧儀再興)	議(前)(兼)(後)
133	権大	名	日野資宗	慶応元年(1865)4月7日在任中(『公卿補任』)	改元	武(後)
134	権中	名	広橋胤保	慶応元年(1865)6月22日在任中(『公卿補任』)	祇園臨時祭(再興)	議(前)(兼)(後)
135	権大	清	醍醐忠順	慶応2年(1866)12月29日就任(『議奏記録』)	明治天皇踐祚	神(前)(兼)(後)
136	権大	清	大炊御門家信	慶応2年(1866)12月29日就任(『議奏記録』)	孝明天皇諱闇	神(前)(後)
137	権大	名	日野資宗	慶応2年(1866)12月29日就任(『議奏記録』)	孝明天皇凶事	武(後)
138	権大	名	柳原光愛	慶応3年(1867)9月14日在任中 (『明治天皇御即位一会記』)	明治天皇即位	議(前)・賀(前)
139	前権大	羽	中山忠能	慶応3年(1867)10月3日在任中 (『明治天皇御元服一会之記』)	明治天皇元服	神(前)・賀(前)・議(前)
140	前権大	羽	中山忠能	慶応3年(1867)12月24日在任中(『公卿補任』)	孝明天皇諱闇	神(前)・賀(前)・議(前)
141	権中	名	万里小路博房	慶応4年(1868)3月18日在任中(『公卿補任』)	立太后宣下	

朝廷儀式は、年中行事を含む恒例儀式と、臨時儀式とに大別され、後者は、さらに、性質上、二つの系統に分類される。一つは、立太子・踐祚・即位・大嘗会・立后・讓位・改元という皇位継承と改元等に関する儀式であり、朝廷特有の儀式である。もう一つは、誕生・元服・大婚・崩御・法事という天皇および皇族の私的な儀式である⁴⁵⁾。

【一覧】によれば、近世において、立太子・踐祚・即位・大嘗会・立后・立太后・讓位・改元・天皇、皇太子、儲君親王の元服・天皇、上皇、女院の崩御に伴う諱闇・葬儀、多数にのぼるために、掲出は省略したが、天皇、上皇、女院の初七日以下、五十回忌までの法事という臨時儀式、即ち、主として、皇位継承に関する儀式、近世天皇の権限の一つであった改元に関する儀式、天皇を始めとする皇族の私的儀式的執行に際して、例外はあったが、伝奏と掲出はできなかつたが、奉行が補任されたのである。他にも、後述するように、幾つかの再興された恒例儀式・再興された神社祭祀などに際して、伝奏と奉行が補任された。

特定の儀式に際して、伝奏と奉行が設置された理由の一つは、皇族の崩御に伴う儀式を除いて、それらの儀式準備が、例えば、2カ月間から5カ月間⁴⁶⁾と比較的長期間にわたったことにより、準備を専門に担当する役職を設置する必要があったことだと考える。実際に、それらの儀式準備は、上卿・弁と伝奏・奉行を選任することから始まっている。又、中世以来の慣例として定着していた側面もあろう。

【一覧】によって近世儀式伝奏就任者の特徴について考える。掲出を省略した法事伝奏を除く近世の儀式伝奏就任者は、延べ141人であった。(以下、全て延べ人数とする。)

就任者の官職の内訳は、権大納言が68人、前権大納言が38人、権中納言が34人、前権中納言が1人であった。特に、前官の多さが注目される。

この理由は、現官であるか否かよりも天皇との親疎や実務能力の有無が重視されていたからであり、さらに、江戸時代は、摂家・武家伝奏・議奏以外の公卿は、朝議に参画すること

ができなかったため⁴⁷⁾、官職がその実体を失い、公卿であることを示す肩書の一つに過ぎなくなっていたからであると考ええる。

内々衆は126人、外様衆は15人であった⁴⁸⁾。このことから、内々衆であるということが儀式伝奏に登用されるための重要な条件であったといえる。内々衆は、宮廷の奥向きで開催される行事に奉仕することができ、撰家を除いて殿上における天皇の最も身近での行動を許された公家⁴⁹⁾であり、先述のように、主として、皇位継承に関する儀式、改元に関する儀式、天皇を始めとする皇族の私的儀式的準備を担当した儀式伝奏の性格上、それらの就任者は、彼らの中から選ぶという慣例があったと考ええる。

家格の内訳は、名家が65人、羽林家が37人、清華家が32人、大臣家が6人、半家が1人であった⁵⁰⁾。

【一覧】の中で傍線を引いた公卿は、江戸時代以降、法事伝奏を除いて、その家から初めて儀式伝奏に就任した公卿であり、少なくとも、全部で32家から儀式伝奏に登用されたことがわかる。その内訳は、撰家に次ぐ家格であった清華家の8家を筆頭に大臣家が2家、羽林家が10家、名家が11家、半家が1家であった。

例えば、39、徳大寺公全は、宝永5年(1708)2月16日当時、東山天皇下において立太子伝奏を務めていた。公全は、先年、神宮伝奏に、後年、議奏・武家伝奏に補任され、朝廷の枢機に参画したが、実は、江戸時代に入って、徳大寺家から儀式伝奏・議奏・武家伝奏に登用されたのは、公全が初めてであった。

以上のことから、江戸時代初頭においては、清華家・大臣家・羽林家・名家の何れかであることは朝廷の枢機に登用されるための基礎的条件ではなかったのである。【一覧】によれば、こうした清華家を始めとする諸家からの要職への登用は、17世紀後半から18世紀後半にかけて顕著にみられることがわかる。その理由は、第2章において述べる。

2 近世儀式伝奏の補任

本章においては、17世紀後半から18世紀後半にかけて、清華家・羽林家・名家の公卿が儀式伝奏などの要職へ登用された事実に注目して、その登用理由の一端を明らかにする。

例えば、東山天皇在位下以降、39、徳大寺公全が宝永5年(1708)に立太子伝奏、40、中山篤親が同年に立后伝奏を務めていることを始めとして、清華家・羽林家の公卿が抜擢され始めている。

両儀式は中世において途絶し、このときに再興された儀式であった。江戸幕府成立後、徳大寺家・中山家の公卿が儀式伝奏に補任されたことは初めてであり、公全の議奏・武家伝奏就任、篤親の議奏就任も両家にとって初めてであった。彼らの登用理由は不明だが、言わば、この両名の人事は、当時の朝廷にとって異例のことであったといえる。

中御門天皇以降についても、50、花山院常雅が享保13年(1728)に立太子伝奏、53、久我通兄が享保20年(1735)に中御門天皇の譲位伝奏に補任されるなど清華家公卿が要職に抜擢される傾向が続いている。桜町天皇下においては、篤親の孫中山栄親が元文5年(1740)に再興された新嘗会⁵¹⁾など五つの重要儀式の儀式伝奏を務めた。

これらの役職を含めた栄親の要職への昇進順序は、中御門天皇凶事伝奏→新嘗会伝奏→桜町天皇近習衆→内々衆→賀茂伝奏→明年革命当否諸道勘申宣下伝奏→改元伝奏→桜町天皇譲位伝奏→神宮上卿→議奏であり、第3章において詳述するように、儀式伝奏・神社伝奏を歴任して、議奏に就任し、朝廷の枢機に参画するという近世の天皇・摂家側近公卿の典型的な昇進順序であった。

そして、これ以降、中山家からは、栄親の息子であり、光格天皇の側近として議奏に就任し、尊号一件に際して幕府に処罰された愛親⁵²⁾、愛親の曾孫であり、議奏・国事御用掛を務め、明治天皇の外祖父でもあった忠能⁵³⁾という近世後期の朝廷において政治的に活躍した公卿が輩出されている。

以上のことから、中山家は近世後期の朝廷と公家社会を考える上で注目すべき家であり、栄親の新嘗会伝奏や桜町天皇近習衆への登用理由を考えることを通じて、同家の朝廷における政治的基盤について考える。

中山が新嘗会伝奏へ補任されるまでの経緯は、『兼香公記』⁵⁴⁾に詳記されている。以下、同書によれば、元文5年(1740)6月7日、右大臣一条道香が参内し、桜町天皇に12日か13日頃には、新嘗会伝奏・同奉行を指名することを要請し、道香の案として新嘗会伝奏に中山、同奉行に甘露寺規長を推薦した。天皇はさらに検討すると答えた。

同11日条によれば、道香の父、関白一条兼香が天皇へ書状を送った。その内容は、先日、道香が参内して申し上げた新嘗会伝奏・同奉行について、明日、兼香が参内したとき、指名することを要請するものであった。これに対して、御所から天皇の明日、兼香に参内するようにとの意向が記された返書と次のような天皇の勅書が届いた。

勅書

当冬新嘗会伝奏・奉行之事、先日、右大臣被申候通、弥近日、被仰出候様ニとの事尤候、弥近日可被仰出候了承二つき、伝奏人体之事、今一度両公所存尋候、伝奏・奉行者近習ニ而無之候而ハ、何可と事ニより、さし津可へも可有候、それ故、先日被申候人体之外、近習中誰ニても可然人可被仰出候、乍去近習中ニ可被仰出人体も無之候間、武家伝奏歟、議奏歟之中にても可有候、さ様ニ候ハ、久我・庭田・葉室三人の中にも可有哉、此中、久我ハ先年、譲位受禪伝奏候へ者、庭田・葉室兩人中尔ても可有歟、去年、大嘗会庭田宰相奉行尔ても候へハ、葉室尔ても候はん歟、武家伝奏江被仰出候例も候へハ、苦々問敷候、猶明日、伺公之節、委く可申候也、

六月十一日

関白殿

右大臣殿

これによれば、天皇は、新嘗会伝奏・同奉行を近日中に指名するに際して、もう一度、一条父子の意見を求めている。その理由は、先日、道香が推薦した中山が当時、天皇の近習衆ではなく、伝奏・奉行が近習衆でなければ、何かと差し支えがあるということであった。だから天皇は、中山ではなく、近習衆の中の適任者を指名するところであるが、その中に指名するような人物がいないので、武家伝奏・議奏に在任中の久我通兄・庭田重孝・葉室頼胤の名前を挙げ、既に久我は讓位伝奏に、庭田は大嘗会奉行に就任しているので、武家伝奏葉室が適当であり、武家伝奏が指名された先例もあるので問題はないとの意向を示した。

一条父子は、これに対し、明日参内し、この件について言上するとの返書を出した。この後、道香は、中山を自邸に招き、「篤親卿為立后伝奏之時、為議奏哉如何」との質問をした。これに対し、この日のうちに中山家から宝永5年(1708)、篤親が立后伝奏在任中に議奏に就任し、両者を兼任して、同年の立後に臨んだことが記された回答が届いた。道香がこうした質問をした理由は、先の天皇の勅書をうけ、中山の祖父が儀式伝奏と議奏を兼任した先例を中山を推薦する根拠として天皇に示すためであったと考える。

同13日、兼香が参内して、天皇に「新嘗祭伝 奏之事、彼是言上」し、「決而役人御無用可然」、即ち、決して武家伝奏・議奏を用いる必要はないと主張した。この後、天皇は、「先中山ニ御治定、」し、「九・十月之比ハ近臣ニ被召加之」と述べ、兼親の主張を入れて、中山を新嘗会伝奏と定め、9月か10月頃には近習衆として召し加える意向を示した。また、兼香は同奉行について甘露寺規長は10月に妻が出産予定であるのでどうかと伺い、天皇は姉小路公文とするように命じた。さらに、兼香は篤親が立后伝奏であった先例と新嘗会式日の書付を御覧に入れた。

同15日、一条父子は参内し、天皇に先日、御覧に入れた新嘗会式日を書き改めたものを献上した。天皇は正式に新嘗会伝奏に中山、同奉行に姉小路を指名した。兼香は御所に両名を招き、このことを伝達し、兩人ともに就任を承諾した。

以上のことにより、当時、外様衆であり⁵⁵⁾、天皇近習ではなかった中山は当初天皇の意中の人物ではなかった。中山が新嘗会伝奏に補任された理由は、道香の天皇に対する推薦と兼香の天皇に対する強力な主張があったことによる。さらに、同書によれば、この後、中山が、同9月1日に桜町天皇の近習に召し加えられたことは、新嘗会伝奏在任中のことであり、言わば、朝廷の枢機に参画するための基礎的資格を付与するものとして同職就任に伴って行われたものとする。先述したように、これ以降、中山は寛保2年(1742)に内々衆に加えられ⁵⁶⁾、朝廷の要職を歴任した。

このことから、新嘗会伝奏への登用が中山にとって極めて大きな意味をもっていたことを指摘できる。次に同書により、一条父子が中山を推薦した理由を考える。

同5月30日、一条邸に中山・五条為範・高辻総長・庭田重熙などの公卿が集まり、道香が主催した「中右記会」即ち、『中右記』の読書会が開かれた。同書は右大臣を務めた中御門宗忠の日記であり、宗忠が参仕した諸政務・朝廷儀式が克明に記録されていることにより⁵⁷⁾、当時、右大臣であった道香が職務遂行の参考に資するために同書を学習したのでであろう。

この「中右記会」は、他にも同6月5日、同30日、同7月20日に、また「玉葉会」が、同閏7月20日、同25日に、「玉葉・中右記会」が、同30日に全て一条邸において開かれており、こうした読書会が頻繁に開かれたことがわかる。このことは当時の撰家の学問の一端を明らかにするものであるが、その全てに中山は出席していた。以上のことにより、道香が中山を推薦した理由の一つは、道香と中山がこの読書会を通じて頻繁に交流をもっていたことであつたと考える。

同9月29日、中山は一条邸を訪れ、兼香に「凶之儀、禁裏献上之事」「采女之装束之事、」など新嘗会に関する5項目を質問し、兼香は、「先日之凶、以色紙被張可然候、」「元文三年ハ貞享之依例、御内儀ヨリ被出、然共、此度ハ例年被遂行候故、先ハ調進の方ヨリ沙汰ニても可有之候、」などと回答した。

このように、中山は一条に相談あるいは指示を仰ぐために頻繁に一条邸を訪れており、元文5年の新嘗会再興準備は、中山新嘗会伝奏が一条関白の指示を仰ぎながら実務を担当し、一条関白・中山が中心となって行ったことが窺われるが、同書には、他にも二人の密接な関係を示す記事が頻出する。

例えば、同18日、去る12日に京都所司代土岐頼稔が武家伝奏冷泉為久と葉室に出した朝廷の官職制度に関する質問書が一条に届けられた。一条は中山を自邸に招いて、この件について相談し、中山は、その質問書を持ち帰った。同20日、中山は「玉葉会」出席のため、一条邸を訪れ、先日持ち帰った質問書への回答書を兼香に提出した。その内容は省略するが、古代・中世の史実を引用して作成されている。

さらに、同23日、一条は中山を自邸に招いて、石清水八幡宮放生会のときに、服喪中の者などが自邸か御所に入ることを禁ずることが記された門札の文言に「僧尼」も入れるか否かを相談した。中山は、「父公之時分、僧尼之二字不除之」と答え、一条は、その意見をうけて、「僧尼」の二字を入れた。

以上から兼香が天皇に新嘗会伝奏について「決而役人御無用可然」と主張し、天皇に暗に中山を指名することを促した理由は、中山は兼香の側近公卿であり、有職故実の相談役というべき立場であつたからであることがわかる。兼香の諮問に対して、中山は先例に基づき、的確に回答しており、中山家の有職故実・古記録の集積や彼のそれに対する習熟が窺われる。

近世の中山家は一条家の家礼であり⁵⁸⁾、最初、両者の密接な関係もこのことに基づいて築かれたと想定できるが、主家の家礼に対する恩典の中に、家礼にのみ自家が所蔵する記録類

の利用などを許可し、また宮廷儀式における作法の指南などを行うこと⁵⁹⁾があったことを考えると当時の中山と一条は、これとは逆の関係も有しており、これは、近世後期の朝廷において中山家に代表される羽林家が台頭した背景を示すものである。後述するように、この一条家との密接な関係は栄親の子孫、忠能にもみられ、中山家に集積された有職故実・古記録とともに同家の政治的基盤といえるものであった。

【一覽】によれば、桃園・後桃園・光格・仁孝・孝明・明治の各天皇下においても、内々衆であった清華家・羽林家の公卿が、重要儀式の伝奏・議奏・武家伝奏に就任し、朝廷の枢機に参画する傾向が続いている。本章においてみたように、それは、18世紀以降、撰家と清華家・羽林家・名家諸家との密接な関係が築かれたことを契機として、それらの公卿が朝廷の枢機に参画するようになったことを示すものである。

その理由は、靈元院政以降、大嘗会再興を始めとする朝廷儀式再興が盛んになったこと⁶⁰⁾により、朝廷における儀式の位置付けが高まるとともに、それらの準備を担当する儀式伝奏のそれも高まり、同職に有職故実に習熟した実務派公卿の登用が求められ、それらの公卿の朝廷における位置付けも高まったからであると考えられる。

このことは、安政5年(1858)の伊勢神宮に対する公卿勅使発遣儀式などの準備過程からもわかる。『一條忠香日記抄』⁶¹⁾によれば、同儀式の上卿を務めた内大臣一条忠香は、同4月23日、同職に就任すると、同5月26日、その側近であり、議奏中山忠能が一条邸を訪れた際、中山に公卿勅使のことを相談した。また、同6月3日、中山家から明朝、公卿勅使発遣日時定陣儀次第・公卿勅使発遣次第の下清書が完成するので能書の家来を遣わすようにとの書状が一条邸に届くなど中山が一条の相談役・補佐役として、両儀式の準備に関わっていた。

さらに、同5月28日には、紙幅の都合上、詳記することはできないが、一条が両儀式の準備に関する問題について先述の内大臣転法輪三条実万に相談し、転法輪三条は、明日、左大臣近衛忠熙に相談すると返答しており、近世末期においても、有職故実に習熟した清華家・羽林家の公卿が撰家から信頼され、朝廷中枢において重用されていたことがわかる。

以上のことにより、近世後期における清華家・羽林家公卿の政治的・社会的台頭の理由の一つは、撰家が自らを主体として、朝廷運営を進める過程において、彼らの集積した有職故実とそれらに基づく先例勘申能力を活用するために、その側近として彼らを重用したことによると考える。

3 近世天皇・撰家側近公卿の昇進順序

【一覽】によれば、近世儀式伝奏就任者(以下、全て法事伝奏を除く)の中で、神宮伝奏に就任した公卿は52人にのぼり、その内、退任後に神宮伝奏に補任された公卿が15人、就

任前に神宮伝奏を務めた公卿が15人、就任前に神宮伝奏に補任され、儀式伝奏と兼任し、退任後も務めた公卿が12人、就任前と退任後に神宮伝奏を務めた公卿が10人であった。また、就任前に神宮伝奏に補任された公卿と神宮伝奏兼任者を併せると、52人中37人と約7割を占める。

近世儀式伝奏就任者の中で、賀茂伝奏に就任した公卿は52人にのぼり、その内、就任前に賀茂伝奏を務めた公卿が36人、退任後に賀茂伝奏を務めた公卿が9人、就任前に賀茂伝奏に補任され、儀式伝奏と兼任し、退任後も務めた公卿が6人、就任前と退任後に賀茂伝奏を務めた公卿が1人であった。また、就任前に賀茂伝奏に補任された公卿と賀茂伝奏兼任者を併せると、52人中43人と約8割を占める。これらのことにより、神宮伝奏・賀茂伝奏を経験したか、これらの職に在任中の公卿が儀式伝奏に補任された傾向を指摘できる。

近世儀式伝奏就任者の中で、議奏に就任した公卿は67人にのぼり、その内、退任後に議奏に補任された公卿が29人、就任前に議奏に補任され、儀式伝奏と兼任し、退任後も務めた公卿が22人、就任前に議奏を務めた公卿が16人であった。

議奏職が成立した寛文3年(1663)⁶²以降、一覧に掲載された儀式伝奏の中で約6割が議奏であったことは注目すべきである。また、議奏兼任者と退任後の議奏就任者を併せると67人中51人と約8割を占めていることも大きな特徴である。

これらのことにより、近世儀式伝奏が議奏就任者、特に、その兼任者と将来の就任者から選任される傾向があったことがわかる。天皇に近侍して、宮中諸務の総括・取締を担当した議奏⁶³を、天皇の近臣と捉えるとき、儀式伝奏就任者の性格も自ずから明らかである。さらに、議奏が少ない時でも4人、多い時で8人も置かれていたこと⁶⁴を考えると、重要儀式の伝奏に選任された議奏は、天皇近臣の中においても、特に天皇の信任が厚かったか、実務能力に秀でた公卿であったと考える。

近世儀式伝奏就任者の中で、武家伝奏に就任した公卿は43人にのぼり、その内、退任後に武家伝奏に補任された公卿が28人、就任前に武家伝奏に補任され、儀式伝奏と兼任し、退任後も務めた公卿が10人、就任前に武家伝奏を務めた公卿が5人であった。また、武家伝奏兼任者と退任後の武家伝奏就任者を併せると、43人中38人と約9割を占めている。

以上のことと武家伝奏が、江戸時代前期には、武家昵近衆から選ばれていたが、寛文年間を境として議奏経験者から選ばれるようになったこと⁶⁵を考え併せると、そのほとんどが内々衆であった天皇・摂家の側近公卿について、勿論、これらの役職に必ずしも全て補任されたわけではないが、賀茂伝奏・神宮伝奏→儀式伝奏→議奏→武家伝奏、あるいは、賀茂伝奏・神宮伝奏→議奏→儀式伝奏→武家伝奏という典型的な昇進順序があったことを指摘できる。

その理由は、これら二つの神社伝奏は、神宮奏事始・賀茂奏事始など恒例儀式的準備と執行を始め、頻繁に行われた神主の位階申請など数多くの政務・儀式を担当したので、有力な

若手公卿に実務経験を積ませるのに最適の役職であり、これらの役職を経験した公卿が儀式伝奏に選任され、さらに、実務経験を積ませた後、議奏に昇進させたか、あるいは、議奏として朝廷政務の枢機を担っている公卿を儀式伝奏に補任し、重要儀式の準備を担当させた後、摂政・関白以外で実務者としての最高の地位であった武家伝奏に登用するという人事が意識的に行われていたからであると考えられる。

おわりに

17世紀後半から18世紀後半にかけて、清華家・羽林家・名家の家々から儀式伝奏への登用が行われ続けたことは、これらの家々の朝廷における政治的基盤の確立を示すものとして重要な意義をもつといえよう。

それは、18世紀以降、天皇・摂家と清華家・羽林家・名家諸家との密接な関係が築かれたことを契機に、それらの公卿が朝廷の枢機に参画するようになったことを示すものである。

その理由は、靈元院政以降、朝廷において大嘗会再興を始めとする儀式再興が盛んになり、儀式の位置付けが高まる中で、それらの準備を担当する儀式伝奏のそれも高まり、同職に有職故実に習熟した実務派公卿の登用が求められ、それらの公卿の朝廷における位置付けも高まったからであると考えられる。

特に、元文5年(1740)に中山栄親が右大臣一条道香の推薦と関白一条兼香の主張によって新嘗会伝奏に登用され、それに伴って桜町天皇の近習衆に召し加えられたことは、天皇近習衆は必ずしも天皇側近ではなく、摂家側近の場合もあったことと共に、栄親以降、近世後期において朝廷の枢機に参画した有力公卿を輩出した中山家の政治的基盤が一条家との密接な関係であったことを明らかにするものとして注目すべきである。

こうした摂家と有力公卿との関係は、安政5年(1858)における内大臣一条忠香と転法輪三条実万にもみられ、近世後期における清華家・羽林家公卿の政治的・社会的台頭の理由の一つは、摂家が自らを主体として、朝廷運営を進める過程において、彼らの集積した有職故実とそれらに基づく先例勘申能力を活用するために、その側近として彼らを登用したことによると考える。

そして、ほとんどが内々衆であった天皇・摂家側近公卿について、勿論、これらの役職に必ずしも全て補任されたわけではないが、賀茂伝奏・神宮伝奏→儀式伝奏→議奏→武家伝奏、あるいは、賀茂伝奏・神宮伝奏→議奏→儀式伝奏→武家伝奏という典型的な昇進順序があり、近世の朝廷において賀茂伝奏・神宮伝奏・儀式伝奏への就任は、議奏・武家伝奏に登用され、朝廷の枢機に参画するための登竜門であったといえる。

その理由は、これら二つの神社伝奏は、神宮奏事始・賀茂奏事始など恒例儀式の準備と執行を始め、頻繁に行われた神主の位階申請など数多くの政務・儀式を担当したので、有力な

若手公卿に実務経験を積ませるのに最適の役職であり、これらの役職を経験した公卿が儀式伝奏に選任され、さらに、実務経験を積ませた後、議奏に昇進させたか、あるいは、議奏として朝廷政務の枢機を担っている公卿を儀式伝奏に補任し、重要儀式の準備を担当させた後、摂政・関白以外で実務者としての最高の地位であった武家伝奏に登用するという人事が意識的に行われていたからであると考えられる。

註

- 1) 高埜利彦「江戸幕府の朝廷支配」『日本史研究』319 1989 48頁～49頁
- 2) 宮地正人「朝幕関係からみた幕藩制国家の特質—明治維新政治史研究の—前提として—」『人民の歴史学』42 1975 12頁（後に、同『天皇制の政治史的研究』校倉書房 1981 第1部第1章に収録）・水林彪「幕藩体制における公儀と朝廷—統一権力形成期の天皇制復活の論理—」『日本の社会史』3 岩波書店 1987 120頁・深谷克巳『近世の国家・社会と天皇』校倉書房 1991 191頁～196頁
- 3) 註1) 高埜論文 52頁～56頁
- 4) 今江廣道「江戸時代の武家伝奏—久我信通『公武御用雜記』を中心に—」『古記録の研究』統群書類従完成会 1970・武部敏夫「議奏日次案に就いて」『古記録の研究』統群書類従完成会 1970・大屋敷佳子「幕藩制国家における武家伝奏の機能」(1) (2)『論集ぎんせい』7 1982 8 1983・平井誠二「武家伝奏の補任について」『日本歴史』422 1983・田中暁龍「江戸時代議奏制の成立について」『史海』34 1987・平井誠二「確立期の議奏について」『中央大学文学部紀要』128 1988
- 5) 所功「『賀茂奏事始』の基礎的研究」『京都産業大学日本文化研究所紀要』2 1996・拙稿「神宮伝奏の成立について」『学習院大学人文科学論集』8 1999・同「神宮伝奏の補任について」『学習院史学』38 2000・和田朋子「近世朝廷における公家—久我通誠の日記を中心に—」『橋史学』15 2000・岸本香織「『下鴨社家日記』にみる賀茂伝奏と下鴨社惣代—延宝期を中心に—」『史窓』57 2000・今江廣道「『正親町実連賀茂伝奏記』—翻刻と解題—」『大倉山論集』48 2002
- 6) 拙稿「中世儀式伝奏の成立」『皇學館大学史料編纂所報 史料』194 2005・同「中世儀式伝奏の補任」『皇學館論叢』220 2005
- 7) 註4) 平井論文「武家伝奏の補任について」57頁
- 8) 田中暁龍「江戸時代近習公家衆について—靈元天皇近習衆を中心に—」『東京学芸大学附属高等学校大泉校舎研究紀要』15 1990
- 9) 山口和夫「天皇・院と公家集団—編成の進展と近世朝廷の自律化、階層制について—」『歴史学研究』716 1998 79頁・83頁
- 10) 『新訂増補国史大系』
- 11) 同
- 12) 宮内庁書陵部蔵 516-119
- 13) 同 壬-69 全5冊
- 14) 同 F9-88 1冊
- 15) 同 葉-1337 1冊
- 16) 同 壬-48 1冊

- 17) 東京大学史料編纂所蔵 2073-100 全 28 冊
- 18) 宮内庁書陵部蔵 355-246 1 冊
- 19) 同 502-235 1 冊
- 20) 東京大学史料編纂所蔵 2073-118 全 274 冊
- 21) 宮内庁書陵部蔵 柳-156 1 冊
- 22) 同 265-644 全 7 冊
- 23) 同 柳-4 1 冊
- 24) 同 鷹-625 1 冊
- 25) 国立公文書館蔵 145-1250 1 冊
- 26) 宮内庁書陵部蔵 502-245 全 2 冊
- 27) 同 208-806 1 冊
- 28) 同 柳-1035 1 冊
- 29) 同 353-798 全 8 冊
- 30) 同 413-406 全 2 冊
- 31) 同 508-166 1 冊
- 32) 国立公文書館蔵 145-1247 1 冊
- 33) 宮内庁書陵部蔵 455-55 全 9 冊
- 34) 同 502-103 1 冊
- 35) 同 502-123 1 冊
- 36) 註 5) 拙稿「神宮伝奏の成立について」109 頁～113 頁
- 37) 同 拙稿「神宮伝奏の補任について」66 頁～70 頁
- 38) 瀬戸薫「室町期武家伝奏の補任について」『日本歴史』543 1993 48 頁・49 頁
- 39) 国立公文書館蔵 142-1036 1 冊
- 40) 註 4) 平井論文「武家伝奏の補任について」51 頁～53 頁
- 41) 『日本史総覧』補巻Ⅱ 新人物往来社 1986 503 頁～554 頁
- 42) 註 5) 岸本論文「『下鴨社家日記』にみる賀茂伝奏と下鴨社惣代」88 頁～92 頁
- 43) 今江広道「江戸時代における院伝奏と評定の補任」『ぐんしょ』再刊 38 1997 4 頁～6 頁
- 44) 吉川弘文館 1980 287 頁
- 45) 児玉幸多編『日本史小百科 天皇』東京堂出版 1978 64 頁
- 46) 例えば、寛文 13 年 (1673) 9 月 21 日の延宝への改元定は、約 2 カ月前 (『延宝度改元定傳奏 覚書』)、宝永 7 年 (1711) 1 月 2 日に行われる予定であった中御門天皇の元服は、約 2 カ月前 (『中御門天皇御元服傳奏記』)、延享 4 年 (1747) 5 月 2 日の桜町天皇の讓位は、約 5 カ月前 (『延享讓位傳奏記』)、宝暦 13 年 (1763) 11 月 27 日の後桜町天皇即位は、約 3 カ月前 (『後桜町天皇御即位雑事』)、寛政 11 年 (1799) 4 月 22 日と 23 日の桜町上皇五十回忌法事は約 3 カ月前 (『寛政十一年四月法花三昧・廿二日曼供・廿三日桜町院五十回聖忌於院中御法事雑記』) に始まっている。
- 47) 註 1) 高杢論文 55 頁
- 48) 内々、外様の別については、『公卿諸家系図一諸家知譜拙記一』統群書類従完成会 1966・本田慧子「近世の禁裏小番について」『書陵部紀要』41 1989 54 頁～57 頁の一覧に拠った。
- 49) 母利美和「禁裏小番内々衆の再編—後水尾天皇側近衆の動向—」『日本史研究』277 1985 37 頁・41 頁

- 50) 家格については、『故実拾要』巻11『新訂増補故実叢書』7所収 明治図書出版・吉川弘文館 1955 409頁～413頁・註46)『公卿諸家系図—諸家知譜拙記—』に拠った。
- 51) 桜町天皇下における朝儀再興については、高埜利彦「近世奉幣使考」『歴史学研究』500 1982 61頁～70頁（後に、同『近世日本の国家権力と宗教』東京大学出版会 1989 第2章に収録）・武部敏夫「元文度大嘗会の再興について」岩井忠熊・岡田精司編『天皇代替り儀式の歴史的展開—即位儀と大嘗祭—』柏書房 1989 148頁～158頁・米田雄介「朝儀の再興」『日本の近世2 天皇と将軍』中央公論社 1991 195頁、196頁・高埜利彦「後期幕藩制と天皇」『講座 前近代の天皇2 天皇権力の構造と展開 その2』青木書店 1993 177頁・178頁において明らかにされている。
- 52) 『国史大辞典』10 川田貞夫「中山愛親」の項 吉川弘文館 1985 671頁・672頁
- 53) 同 小西四郎「中山忠能」の項 671頁
- 54) 註20)『兼香公記』
- 55) 註48) 本田論文の一覧
- 56) 同
- 57) 『図書寮典籍解題 歴史篇』養徳社 1950 96頁
- 58) 松沢克行「近世の家礼について」『日本史研究』387 1994 32頁
- 59) 同 34頁
- 60) 武部敏雄「貞享度大嘗会の再興について」『書陵部紀要』4 1954・註49)の諸論文・藤田覚『近世政治史と天皇』吉川弘文館 1999 66頁～68頁
- 61) 『日本史籍協会叢書』15 東京大学出版会 1967 23頁・32頁・38頁・42頁・43頁
- 62) 註4) 武部敏夫「議奏日次案に就いて」566頁
- 63) 同
- 64) 註41)「武家伝奏・議奏一覧」
- 65) 註4) 平井論文「武家伝奏の補任について」56頁・57頁

近世儀式伝奏の補任

渡辺 修

17世紀後半から18世紀後半にかけて、清華家・羽林家・名家の家々から儀式伝奏への登用が行われ続けたことは、これらの家々の朝廷における政治的基盤の確立を示すものとして重要な意義をもつといえよう。

それは、撰家と清華家・羽林家・名家諸家との密接な関係が築かれたことなどを契機に、それらの公卿が朝廷の枢機に参画するようになったことを示すものである。

その理由は、霊元院政以降、朝廷において大嘗会再興を始めとする儀式再興が盛んになり、儀式の位置付けが高まる中で、それらの準備を担当する儀式伝奏のそれも高まり、同職に有職故実し習熟した実務派公卿の登用が求められ、それらの公卿の朝廷における位置付けも高まったからであると考えられる。

特に、元文5年(1740)に中山栄親が右大臣一条道香の推薦と関白一条兼香の主張によって新嘗会伝奏に登用され、それに伴って桜町天皇の近習衆に召し加えられたことは、天皇近習衆は必ずしも天皇側近ではなく、撰家側近の場合もあったことと共に、栄親以降、近世後期において朝廷の枢機に参画した有力公卿を輩出した中山家の政治的基盤が一条家との密接な関係であったことを明らかにするものとして注目すべきである。

こうした撰家と有力公卿との関係は、安政5年(1858)における内大臣一条忠香と転法輪三条実万にもみられ、近世後期における清華家・羽林家公卿の政治的・社会的台頭の理由の一つは、撰家が自らを主体として、朝廷運営を進める過程において、彼らの集積した有職故実とそれらに基づく先例勘申能力を活用するために、その側近として彼らを登用したことによると考える。

そして、ほとんどが内々衆であった天皇・撰家側近公卿について、賀茂伝奏・神宮伝奏→儀式伝奏→議奏→武家伝奏、あるいは、賀茂伝奏・神宮伝奏→議奏→儀式伝奏→武家伝奏という典型的な昇進順序があり、近世朝廷において賀茂伝奏・神宮上卿・儀式伝奏への就任は、議奏・武家伝奏に登用され、朝廷の枢機に参画するための登竜門であった。

キーワード【儀式伝奏 清華家 羽林家 中山栄親 天皇・撰家側近公卿】

A Study on the Appointment of “Gishiki-Tenso” in Early Modern times

Osamu WATANABE

From the latter half of the seventeenth century to the the latter half of the eighteenth century, Court Nobles of “Seiga-Ke”, “Urin-Ke” and “Mei-Ke” families had been first appointed to “Gishiki-Tenso”.

These historical facts have important significance, because these show that the political bases of these families were established at Court. The political bases were close connection with “Setsu-Ke”.

For example, Hidechika NAKAYAMA was appointed to “Niinamee-Tenso” by the Sakuramachi Emperor through the recommendation of Michika ICHIYYOU Right Minister and the insistence of Kaneka ICHIYYOU “Kanpaku” in 1740, and consequently he was appointed to “Kinjyuu-Shuu” of the Sakuramachi Emperor by him in the same year.

These historical facts show that “Kinjyuu-Shuu” of an Emperor were not always close to an Emperor, and as the case may be, were close to “Setsu-Ke”.

Moreover, these are evidences that the political bases of “NAKAYAMA” families had been close connection with “Setsu-Ke”.

Key words: “Gishiki-Tenso”, “Seiga-Ke”, “Urin-Ke”, “Hidechika NAKAYAMA”, Court Nobles close to “Setsu-Ke” and an Emperor